

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年5月22日

【会社名】 プリマハム株式会社

【英訳名】 Prima Meat Packers, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 松 井 鉄 也

【本店の所在の場所】 東京都品川区東大井三丁目17番4号
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。)

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区東品川四丁目12番2号
品川シーサイドウエストタワー

【電話番号】 東京03(6386)1833

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 経理部長 渋 沢 秀 雄

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 4,137,000,000円
(注) 募集金額は、発行価額の総額であり、平成27年5月15日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 プリマハム株式会社西日本支社
(大阪市西淀川区竹島二丁目2番39号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	11,112,000株	完全議決権株式であり株主の権利に特に制限のない当社における標準となる株式 単元株式数 1,000株

- (注) 1. 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集（以下「本第三者割当増資」という。）は、平成27年5月22日（金）開催の取締役会決議によるものです。
2. 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
振替機関名称 株式会社証券保管振替機構
振替機関住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	11,112,000株	4,137,000,000	2,068,500,000
一般募集			
計（総発行株式）	11,112,000株	4,137,000,000	2,068,500,000

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
3. 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成27年5月15日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
4. 上記発行数は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 当社普通株式の一般募集及び売出しについて」に記載の一般募集（以下「一般募集」という。）に関連して、当社のその他の関係会社である本第三者割当増資の割当予定先の伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」という。）が持株比率を維持するための上限株式数であり、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のみずほ証券株式会社に対する第三者割当増資における最終的な発行数に応じて減少する場合があります。

(2) 【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	1,000株	平成27年6月25日（木）	該当事項なし	平成27年6月26日（金）

- (注) 1. 発行価格については、平成27年6月1日（月）から平成27年6月3日（水）までの間のいずれの日（以下「発行価格等決定日」という。）に一般募集において決定される発行価格（募集価格）と同一の金額とします。なお、一般募集においては、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に一般募集における発行価格（募集価格）を決定します。
2. 資本組入額は資本組入額の総額を発行数で除した金額とします。
3. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
4. 割当予定先である伊藤忠商事は、前記「（1）募集の方法」（注）4.に記載の株式数につき申込みを行い申込みを行わなかった株式については失権となります。

5. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格を払込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
プリマハム株式会社 本社	東京都品川区東品川四丁目12番2号 品川シーサイドウエストタワー

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 内幸町営業部	東京都千代田区大手町一丁目5番5号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
4,137,000,000	22,000,000	4,115,000,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 払込金額の総額は、平成27年5月15日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額4,115,000,000円については、本第三者割当増資と同日付をもって決議された一般募集の手取概算額5,240,000,000円及びオーバーアロットメント第三者割当増資（「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に定義する。）の手取概算額上限786,000,000円と合わせた手取概算額合計上限10,141,000,000円について、茨城工場の革新的生産性実現に向けた合理化のための設備投資に平成28年6月までに充当する予定です。なお、支出までの資金管理は、当社預金口座にて行います。

なお、当社グループの主な設備投資計画については、本有価証券届出書提出日現在(ただし、投資予定金額の既支払額については平成27年3月31日現在)、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了年月	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
提出会社	茨城工場 (茨城県 土浦市)	加工食品 事業本部	新工場の 建設及び 生産設備 更新等	11,700	59	自己資金 及び増資 資金	平成27年 1月	平成28年 6月
	各工場	"	生産設備 更新等	2,904		自己資金 及びリース	平成27年 4月	平成27年 4月～ 平成28年 3月
	情報 システム部 (東京都 品川区)	その他	システム 開発等	1,974		自己資金 及びリース	平成27年 4月	平成27年 4月～ 平成28年 3月
プライムデリカ 株式会社	相模原工場 (神奈川県 相模原市)	加工食品 事業本部	新工場の 建設及び 生産設備 更新等	15,000	452	自己資金、 借入金 及びリース	平成26年 11月	平成28年 11月
Primaham Foods (Thailand)CO.,Ltd	本社工場 (タイ国)	"	生産設備 更新等	140		自己資金 及び借入金	平成27年 4月	平成27年 4月～ 平成28年 3月
秋田プリマ食品 株式会社	本社工場 (秋田県由 利本荘市)	"	"	131		自己資金	平成27年 4月	平成27年 4月～ 平成28年 3月

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 当社普通株式の一般募集及び売出しについて

当社は、平成27年5月22日（金）開催の取締役会において、本第三者割当増資とは別に、当社普通株式の一般募集及び当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行うことを決議しております。

一般募集による新株式発行の発行株式総数は14,885,000株であります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

当社は、平成27年5月22日（金）開催の取締役会において、本第三者割当増資とは別に、一般募集を行うことを決議しておりますが、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から2,232,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。本第三者割当増資とは別に、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式をみずほ証券株式会社に取得させるために、第三者割当増資が行われます（以下「オーバーアロットメント第三者割当増資」という。）。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成27年6月22日（月）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴い安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社はオーバーアロットメント第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのためオーバーアロットメント第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権によりオーバーアロットメント第三者割当増資における最終的な発行数が安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得した株式数を限度として減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	伊藤忠商事株式会社(以下「伊藤忠商事」という。)	
	本店の所在地	大阪市北区梅田3丁目1番3号	
	届出書の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度第90期 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日) 平成26年6月30日 関東財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度第91期第1四半期 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日) 平成26年8月14日 関東財務局長に提出 事業年度第91期第2四半期 (自平成26年7月1日 至平成26年9月30日) 平成26年11月13日 関東財務局長に提出 事業年度第91期第3四半期 (自平成26年10月1日 至平成26年12月31日) 平成27年2月13日 関東財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	割当予定先は、当社普通株式88,330,000株(発行済株式総数の39.4%)を保有しております。
	人事関係	当社監査役の江名昌彦は割当予定先の従業員であります。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等の関係	原材料の仕入、商品・製品の販売等	

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係は、平成27年5月22日現在におけるものです。

c. 割当予定先の選定理由

割当予定先である伊藤忠商事は、当社のその他の関係会社に該当し、当社の第一順位の株主であります。一般募集に関連して伊藤忠商事の持株比率の維持を目的として、本第三者割当増資は行われるものであります。

なお、伊藤忠商事とは既に原材料の購入、商品・製品の販売などの長期間にわたる取引関係があります。

本第三者割当増資は、伊藤忠商事との資本提携関係を維持することで、当社グループの中長期的な成長及び企業価値の向上に資すると考えております。

d. 割り当てようとする株式の数

11,112,000株

伊藤忠商事は、上記株式数を上限として申込みを行う予定であり、申込みを行わなかった株式については失権となります。

e. 株券等の保有方針

伊藤忠商事からは、本第三者割当増資により割り当てる株式の保有方針について、中長期に保有する意向であることを口頭で確認しております。

また、当社は、伊藤忠商事との間において、伊藤忠商事が割当新株式について払込期日より2年以内に全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び譲渡株式数等の内容を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であり内諾を得ております。

さらに、伊藤忠商事は、みずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、本第三者割当増資の払込期日から起算して180日目の日に終了する期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式(本第三者割当増資により割り当てられる当社普通株式を含む。)の売却等を行わない旨合意しております。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、本第三者割当増資に係る払込みについて、伊藤忠商事が平成27年5月1日に公表した平成27年3月期決算短信に記載の連結財務諸表の現金及び現金同等物の額（700,292百万円）を確認した結果、割当予定先が本第三者割当増資の払込みに十分な現預金を保有していることが確認できたため、本第三者割当増資に係る払込みの確実性に問題は無いものと判断しております。

g．割当予定先の実態

伊藤忠商事は当社のその他の関係会社に該当し、株式会社東京証券取引所に上場していること並びに伊藤忠商事が当該証券取引所に提出しているコーポレート・ガバナンス報告書の記載内容から、伊藤忠商事並びに伊藤忠商事の役員、主要株主及び関係会社が反社会的勢力等とは一切関係がないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本第三者割当増資の発行価格は、一般募集における発行価格と同額といたします。一般募集における発行価格は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により決定いたします。

上記の本第三者割当増資の発行価格の決定方法は、会社法第201条第2項に定める「公正な価額による払込みを実現するために適当な払込金額の決定の方法」に該当し、当社において適切な決定方法であると判断しております。したがって、本第三者割当増資は会社法に定める特に有利な金額による発行には該当しないものと判断しております。なお、発行価格の決定方法に係る適法性につきましては、平成27年5月22日開催の取締役会において、当社監査役全3名のうち出席した監査役2名（うち社外監査役1名）が適法である旨意見を表明しております。また、当社監査役である江名昌彦は割当予定先に在籍するため、利益相反を回避する観点から、上記当社取締役会の審議に参加しておりません。

発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により発行される株式数は最大11,112,000株（議決権の数最大11,112個）であり、平成27年3月31日現在の当社の発行済普通株式総数224,392,998株に対する割合は最大4.95%（平成27年3月31日現在の議決権総数223,021個に対する割合は最大4.98%）に相当するものであります。なお、一般募集、本第三者割当増資及びオーバーアロットメント第三者割当増資により発行される合計株式数は最大28,229,000株（議決権の数最大28,229個）であり、平成27年3月31日現在の当社の発行済普通株式総数224,392,998株に対する割合は最大12.58%（平成27年3月31日現在の議決権数223,021個に対する割合は最大12.66%）に相当するものであります。これにより希薄化が生じることとなりますが、今回の資金調達は、茨城工場の革新的生産性実現に向けた合理化のための設備投資へ主に充当する予定であります。したがって、中長期的な観点から当社のさらなる企業価値の向上に資するものであるため、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議決権 数の割合(%)	割当後の所有株 式数(千株)	割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合 (%)
伊藤忠商事株 式会社	東京都港区北青山2丁目5 番1号	88,330	39.61	99,442	39.58
日本マスタ ー トラスト信託 銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11 番3号	9,878	4.43	9,878	3.93
日本トラ ス ティ・サービ ス信託銀行株 式会社(信託 口)	東京都中央区晴海1丁目8 番11号	7,873	3.53	7,873	3.13
三井住友信託 銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁 目4番1号	4,613	2.07	4,613	1.84
学校法人竹岸 学園	茨城県土浦市中猫内710番 地2	4,541	2.04	4,541	1.81
株式会社サン ショク	三重県伊賀町西明寺2870番	4,000	1.79	4,000	1.59
株式会社みず ほ銀行	東京都千代田区大手町1丁 目5番5号	3,832	1.72	3,832	1.53
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町1丁 目13番2号	3,565	1.60	3,565	1.42
CBNY- GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理 人 シティバ ンク銀行株 式会社)	388 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10013 USA (東京都新宿区新宿6丁目 27番30号)	2,969	1.33	2,969	1.18
MELLON BANK, N.A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION (常任代理 人 株式会社 みずほ銀行決 済営業部)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108 (東京都中央区月島4丁目 16番13号)	2,834	1.27	2,834	1.13
計		132,436	59.38	143,547	57.13

(注) 1. 割当前の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成27年3月31日現在における株主名簿に基づき記載しております。

2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数にかかる議決権の数を平成27年3月31日時点の総議決権数(223,021個)に本第三者割当増資並びに一般募集及びオーバーアロットメント第三者割当増資により増加する議決権数(上限28,229個)を加えた数で除して算出した割合です。実際の割当後の大株主及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本第三者割当増資及びオーバーアロットメント第三者割当増資により発行される株式数等によって上記記載とは異なる可能性があります。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第67期(自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)平成26年 6 月27日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第68期第 1 四半期(自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 6 月30日)平成26年 8 月11日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第68期第 2 四半期(自 平成26年 7 月 1 日 至 平成26年 9 月30日)平成26年11月10日関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第68期第 3 四半期(自 平成26年10月 1 日 至 平成26年12月31日)平成27年 2 月 9 日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成27年 5 月22日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を平成26年 6 月30日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成27年5月22日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。以下の内容は当該有価証券報告書等の「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、前記「第一部 証券情報 第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途(2)手取金の使途」に記載の設備計画を除き、本有価証券届出書提出日(平成27年5月22日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

[事業等のリスク]

当社グル-プの経営成績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。

なお、各項目における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

(1) 市況変動のリスク

当社グル-プは食肉及び食肉加工食品を扱っており、販売用食肉はもとよりハム・ソーセージ、加工食品などの原材料となる畜産物の相場変動によるリスクがあります。

特にPED(豚流行性下痢)や鶏インフルエンザなどの家畜疾病問題やセーフガードの発動による輸入原料肉の価格高騰を招く懸念があるほか、食肉の消費環境を超えた需給逼迫による食肉相場の高騰など市況変動の影響を受けております。

また、包装資材や、重油も原油価格などの変動の影響を受けております。

これらの市況が高騰した場合には当社グル-プの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 為替変動のリスク

当社グル-プは海外から原材料および商品を輸入しており、これらの国の現地通貨に対する為替レ-トの変動が業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 食の安全・安心のリスク

当業界におきましては、消費者から品質に関する厳しい目をむけられております。

当社グル-プは、お客様に安全・安心な商品をお届けするために、厳格な原料調達のもと、生産現場においてはHACCP、ISO22000、FSSC22000などの管理手法を基軸に、日々品質管理の徹底を図っておりますが、万が一不測の事態により商品の問題が発生した場合には速やかな情報の伝達と再発防止策を構築し、お客様第一の対応を行います。しかしながら上記取り組みを超えた問題が発生した場合には、当社グル-プに悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 資産減損のリスク

同業他社との競争激化により市場環境が悪化し、当社グル-プが目指している事業展開が想定を超えて遅延した結果、当社グル-プが保有する固定資産が期待通りのキャッシュ・フローを生み出さないか、もしくは遊休化してしまうような場合、あるいは当社グル-プが保有する土地の時価が大幅に下落する場合には減損損失を計上する可能性があります。

その場合、当社グル-プの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 法的規制のリスク

当社グル - プは、事業活動を行う上で食品衛生法、食品表示法などに関する法規制や環境・リサイクル関連法規など、各種法的規制を受けております。また海外各国で事業を展開していく上で事業・投資の認可、国家安全保障等による輸出制限などの政府規制の適用を受けると共に、通商、独占禁止、環境・リサイクル関連の法的規制を受けております。

規制を遵守出来なかった場合は、当社グル - プの事業活動が制限される可能性があります。

(6) 災害等のリスク

当社グル - プは地震や台風等の大規模な自然災害により生産および物流拠点や事業所が被害を被る可能性があります。その場合には、事業活動の停止や拠点の設備に甚大な損害を受けることとなり、当社グル - プの業績に影響を及ぼす可能性があります。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

プリマハム株式会社本店

(東京都品川区東大井三丁目17番4号)

プリマハム株式会社本社

(東京都品川区東品川四丁目12番2号

品川シーサイドウエストタワー)

プリマハム株式会社西日本支社

(大阪市西淀川区竹島二丁目2番39号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

該当事項はありません。